

提訴した萩原さんに対する 報復は許さない！

休憩中に物を手渡す行為が就業規則違反!? 姑息な就業規則違反のでっち上げをやめろ！

8月13日、関西新幹線サービック新大阪第一事業所の田中総務科長と藤中係長が、萩原さんに対して「今月9日に『提訴にあたって』を職場で配布した行為は就業規則違反である。再び同じ行為があれば厳正に対処する」と言ってきました。

8月5日、萩原さんは、コロナ感染拡大防止対策である自宅待機を労務管理に利用され（自宅待機外し）、コロナ感染の危険にさらされたことに対して、サービック会社、第一事業所の竹腰所長、山崎副所長を相手取り、損害賠償を請求するため提訴しました。

8月9日、萩原さんは休憩中に何人かの同僚に対して、提訴に至った萩原さんの想いを綴った文章（題名は「提訴にあたって」A4用紙2枚）を手渡しました。しかし、あることかサービック会社は、9日の萩原さんの行為に対して就業規則違反を通告してきました。

萩原さんの行為のどこが就業規則違反になるのでしょうか？まったく問題はありません。あるのは提訴した萩原さんに対するサービック会社による報復です。しかも、報復のやり方が、就業規則違反のでっち上げという姑息なものです。サービック会社の萩原さんに対する報復は許されるものではありません。

ただちに地本はサービック本社に抗議と申し入れ！ 就業規則違反の通告を撤回して、萩原さんに謝罪しろ！

8月14日、東海労新幹線関西地本は、サービック本社に対して「萩原さんへの威圧行為に関する緊急申し入れ」を行い、その場で厳重に抗議しました。

申し入れは、①萩原さんの行為の何処に問題があるのか明らかにすること。②ただちに萩原さんに謝罪すること。③再び同様の行為を行わないこと。の3項目です。

サービック会社は、でっち上げた就業規則違反の通告を撤回して、萩原さんに対して謝罪しろ！そして、二度とみっともない同じことを行うな！